

仙台都心の4つのまちづくり協議会の概要

これからの建築とまちづくりPART8資料(2022年12月18日)

名称	定禅寺通街づくり協議会	青葉通まちづくり協議会	仙台市中心部商店街活性化協議会	仙台駅東まちづくり協議会
設立年月日	昭和63(1988)年3月3日	平成24(2012)年8月29日	平成29(2017)年4月1日	令和元(2019)年8月2日
対象地区 【裏面参照】	定禅寺通	青葉通	8商店街：名掛丁、クリスロード、おおまち、サンモール一番町、一番町一番街、一番町四丁目、本町、仙台朝市	宮城野通
目的	本会は、仙台市民の宝であり杜の都・仙台を象徴する定禅寺通の魅力向上させ、次世代につないでいくため、定禅寺通に関する地域組織や活動団体、仙台市をはじめとした関係行政機関と連携し、定禅寺通地区のまちづくりを推進することを目的とする。	本会は、会員の親和と協調により、青葉通に関する地域の組織化を図り、会員の進歩的向上並びに仙台市民の貴重な財産としての青葉通のまちづくりを目的とする。	本会は、仙台市中心部商店街が相互に連携・協力して、エリアマネジメントを推進し、中心部商店街の魅力発信と、賑わいの向上、安全・安心なまちづくりに努め、自立的発展につなげていくことを目的とする。	当協議会は、仙台駅東エリアにおいて「住む・働く・楽しむ」が混在した多様なアクティビティがあるまちを実現するため、地域の資源を最大限活用したエリアマネジメント活動を実践することにより、日常的な賑わいの創出、安全安心な住環境の形成並びに質の高い都市空間の維持・向上を図り、もって当該エリアの価値を持続的に向上させることを目的とする。
活動/事業	(1)定禅寺通地区のまちづくりに関する方針の検討および関係者との共有 (2)定禅寺通地区の活性化や景観形成に関する研究および推進 (3)定禅寺通地区に関する情報共有 (4)会員相互の交流促進 (5)その他、前条の目的を達成するために必要な活動	(1)魅力あるまちの景観形成に向けた事業 (2)まちの賑わい創出や活性化のための事業 (3)防災意識の高い安心・安全なまちを目指した事業 (4)まちの環境を守り快適性を向上させるための事業 (5)その他協議会の目的を達成するために必要な事業	(1)共通駐車券事業 (2)ストリート広告事業 (3)イベント事業(イベント運営補助事業を含む) (4)にぎわい創出事業 (5)来街環境向上事業 (6)その他、本会の運営に関し必要な事業	(1)まちづくりビジョン及びまちづくり計画の策定に関する事業 (2)まちの賑わいや交流創出のための事業 (3)地域のコミュニティ形成に関する事業 (4)地域のまちづくり誘導ルールの検討及び運用に関する事業 (5)公共空間及び公開空地等の利活用及び維持管理に関する事業 (6)地域の防災及び防犯に関する事業 (7)各号に関する情報の収集及び発信に関する事業 (8)その他各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業
規約等				
会員	(1)正会員【26者】 ①定禅寺通地区内の商店会や町内会 ②定禅寺通地区内の土地建物にかかる所有権及び地上権の保有者 ③定禅寺通地区内でのまちづくりを目的とする法人 (2)準会員【9者】 ①定禅寺通地区内で継続的に事業・活動を行う者 ②定禅寺通地区内の公共施設の管理者	青葉通周辺の商店会、町内会、企業、団体、個人等【45者】	(1)正会員【8団体】 商店街振興組合、またはそれに準じる団体 (2)賛助会員【9団体】 本会の趣旨に賛同し、会費を負担できる団体 (3)協力会員【7団体】 本会の趣旨に賛同し、会費を負担できない公的機関	(1)正会員【42者】 (7)仙台駅東エリアにおいて土地又は建物を所有し若しくは当該地区において建物を管理運営する企業又は団体若しくは個人 (4)仙台駅東口商工業協同組合の組合員 (7)仙台駅東エリアマネジメント協議会の会員 (2)賛助会員【6者】 正会員に該当する者以外で、第3条の目的に賛同する企業又は団体若しくは個人 (3)特別会員【5者】 目的に賛同する地縁団体など
年会費	・正会員(個人):1口12千円/1口以上 ・正会員(個人以外):1口12千円/2口以上 ・準会員:1口12千円/1口以上	・企業及び団体:1口5千円/1口以上 ・個人:1口5千円/1口	・正会員:300千円 ・賛助会員:50千円	・正会員:1口20千円 最大5口(個人:5千円) ・賛助会員:20千円(個人:3千円)
代表者	会長:佐藤晶洋 (国分町三丁目友和会 会長)	会長:藤崎三郎助 (株式会社藤崎 代表取締役社長)	会長:山崎浩之 (クリスロード商店街振興組合 会長理事)	理事長:松坂卓夫 (松栄不動産株式会社 代表取締役社長)
役員数	15名(正副会長,幹事,監査)	14名(正副会長,幹事,監事)	8名(正副会長,監事)	12名(正副理事長,理事,監事)
部会	まちづくり部会	開発部会 賑わい部会	事業推進部会 魅力向上部会 安全安心特別部会	都市創造部会 空間活用部会 コミュニティ・広報部会
事務局	(一社)定禅寺通エリアマネジメント	(株)藤崎、大成建設(株)	(一社)まちくる仙台	松栄不動産(株)
公式サイト	https://www.iozenji-street.com/	—	https://machi-kuru.com/partnership	https://sendai-ekihigashi.net/
まちづくりビジョンなど	定禅寺通エリアまちづくり基本構想(R4.3月策定) 【まちづくりの理念】 世界に誇るケヤキ並木と共に「ここにしかない」プライスレスな時間と体験を。	青葉通まちづくりビジョン(H30.6月策定) 【将来像】 人と人、人とコトをつむぎ、さらなる魅力と新たな価値が生まれる「青葉通」～東北の経済の中心として、次世代を牽引する～	仙台市中心部商店街将来ビジョン(H22.10月策定) 【基本的な方向性】 -人を惹きつける魅力、訪れる目的となる既存のストックをアピールするとともに、市民・来訪者が求めている新たな楽しみを加える -目的があって中心部に来た人に、目的地の周辺でも愉しんでもらう -まちづくりに継続的に関わる人達を増やし、一緒になって中心部商店街を活性化させる	仙台駅東まちづくり計画(R2.3月策定) 【まちの将来像】 住む・働く・楽しむ・学ぶが混在し多様なアクティビティがあるまち

▼参考：仙台市の関連計画・制度など

仙台市都市計画マスタープラン(R3.3月策定)地域別構想「都心地区」における各エリアの考え方【裏面参照】	■勾当台・定禅寺通周辺～杜の都を象徴する景観と文化交流・市民活動の場	■青葉通・一番町周辺～賑わいに満ちた出会いの場	■商業・賑わい軸(アーケード)	■宮城野通周辺～住む・働く・楽しむ・学ぶが調和した場
	交流・賑わい軸の定禅寺通や、多彩な市民活動を醸し出す市民広場をはじめ新たな賑わいが期待される市役所新本庁舎とその周辺、商業・賑わい軸の一番町などの多彩な空間が一体となって、日常的な賑わいと憩いを創出する仙台の象徴たるエリア	青葉通の交流・賑わい軸を中心に、商業・業務など都心の質や機能を高め、地域に“賑わい”と“出会い”を生み出すエリア	魅力的で個性ある店舗の連続と、歩行者中心の空間によって、賑わいや人の流れを生み出す、都心地区の商業を支える軸	仙台駅から宮城野原運動公園や榴岡公園などへ繋がりが、業務、商業、学校などと居住環境が調和した利便性の高い環境を生かしたエリア
地区計画(都市計画法)	定禅寺通地区(H5.3.1決定)	青葉通地区(H27.12.1決定)	一番町三丁目地区(H16.6.18決定) 定禅寺通地区・青葉通地区の一部	宮城野通地区(S63.2.6決定) 仙台駅東第二地区(H22.5.18決定)
景観地区(景観法、景観条例)	定禅寺通景観地区(H23.12.16決定) ※旧条例の景観形成地区(H10.4.1)	青葉通景観地区(H27.12.1決定)	—	宮城野通景観地区(H23.12.16決定/H28.12.20拡大) ※旧条例の景観形成地区(H17.10.1)
広告物モデル地区(屋外広告物条例)	○(H10.4.1指定)	○(H27.12.1指定)	—	○(H17.10.1)
その他	定禅寺通、稲荷小路：歩行者利便増進道路(R4.7.27指定)		アーケード等：国家戦略特別区域「国家戦略道路占用事業」適用区域(H27.9.9認定)	宮城野通：「多様なニーズに応える道路空間のあり方に関するケーススタディ地区」(R3.4.7選定)
名称	定禅寺通街づくり協議会	青葉通まちづくり協議会	仙台市中心部商店街活性化協議会	仙台駅東まちづくり協議会

